⑵　「調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者検定合格者」の欄には、当該家屋が施行令第23条第５項、第24条の２第３項第１号、第26条第２項、第40条の４の２第２項又は第40条の５第２項に定める地震に対する安全性に係る基準に適合するものであることにつき調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者検定合格者について、次により記載すること。

①　「氏名」及び「住所」の欄には、建築士である場合には建築士法第５条の２の規定により届出を行った氏名及び住所を、建築基準適合判定資格者検定合格者である場合には、建築基準法施行令第６条の規定により通知を受けた氏名及び住所を記載するものとする。

②　「建築士の場合」の「一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別」の欄には、調査を行った建築士の免許の別に応じ、「一級建築士」、「二級建築士」又は「木造建築士」と記載するものとする。なお、一級建築士、二級建築士又は木造建築士が証明することのできる家屋は、それぞれ建築士法第３条から第３条の３までに規定する建築物に該当するものとする。

③　「建築士の場合」の「登録番号」及び「登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）」の欄には、建築士法第５条の２の規定により届出を行った登録番号及び当該建築士が二級建築士又は木造建築士である場合には、建築士法第５条第１項の規定により登録を受けた都道府県名を記載するものとする。

④　「建築基準適合判定資格者検定合格者の場合」の「合格通知日付又は合格証書日付」及び「合格通知番号又は合格証書番号」の欄には、建築基準法施行令第６条の規定により通知を受けた日付及び合格通知番号（建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）附則第２条第２項の規定により建築基準適合判定資格者検定に合格したとみなされた者については、合格証書日付及び合格証書番号）を記載するものとする。

9　証明者が住宅瑕疵担保責任保険法人の場合

⑴　「証明を行った住宅瑕疵担保責任保険法人」の欄には、当該家屋が施行令第23条第５項、第24条の２第３項第１号、第26条第２項、第40条の４の２第２項又は第40条の５第２項に定める地震に対する安全性に係る基準に適合するものであることにつき証明を行った住宅瑕疵担保責任保険法人について、次により記載すること。

①　「名称」及び「住所」の欄には、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第17条第１項の規定により指定を受けた名称及び住所（指定を受けた後に同法第18条第２項の規定により変更の届出を行った場合は、当該変更の届出を行った名称及び住所）を記載するものとする。

②　「指定年月日」の欄には、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第17条第１項の規定により指定を受けた年月日を記載するものとする。

⑵　「調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者検定合格者」の欄には、当該家屋が施行令第23条第５項、第24条の２第３項第１号、第26条第２項、第40条の４の２第２項又は第40条の５第２項に定める地震に対する安全性に係る基準に適合するものであることにつき調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者検定合格者について、次により記載すること。

①　「氏名」及び「住所」の欄には、建築士である場合には建築士法第５条の２の規定により届出を行った氏名及び住所を、建築基準適合判定資格者検定合格者である場合には、建築基準法施行令第６条の規定により通知を受けた氏名及び住所を記載するものとする。

②　「建築士の場合」の「一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別」の欄には、調査を行った建築士の免許の別に応じ、「一級建築士」、「二級建築士」又は「木造建築士」と記載するものとする。なお、一級建築士、二級建築士又は木造建築士が証明することのできる家屋は、それぞれ建築士法第３条から第３条の３までに規定する建築物に該当するものとする。

③　「建築士の場合」の「登録番号」及び「登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）」の欄には、建築士法第５条の２の規定により届出を行った登録番号及び当該建築士が二級建築士又は木造建築士である場合には、建築士法第５条第１項の規定により登録を受けた都道府県名を記載するものとする。

④　「建築基準適合判定資格者検定合格者の場合」の「合格通知日付又は合格証書日付」及び「合格通知番号又は合格証書番号」の欄には、建築基準法施行令第６条の規定により通知を受けた日付及び合格通知番号（建築基準法の一部を改正する法律附則第２条第２項の規定により建築基準適合判定資格者検定に合格したとみなされた者については、合格証書日付及び合格証書番号）を記載するものとする。

附　則

この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第五百九十五号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第四十条の四の二第七項の規定に基づき、平成二十四年国土交通省告示第三百八十九号の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月三十一日　　国土交通大臣　石井　啓一

第二号イ中「第５の５の５―１⑶」を「第５の５の５―１⑷」に、「第５の５の５―２⑷」を「第５の５の５―２⑶」に、「適合する住宅用の家屋と同程度にエネルギーの使用の合理化に著しく資すると認められる」を「適合している」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この告示による改正後の平成二十四年国土交通省告示第三百八十九号の規定は、特定受贈者（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第七十条の二第二項第一号に規定する特定受贈者をいう。）が平成二十八年一月一日以後に住宅取得等資金（同項第五号に規定する住宅取得等資金をいう。）を贈与（贈与した者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。）により取得した場合であって、かつ、平成二十八年四月一日以後に平成二十四年国土交通省告示第三百九十号別表の住宅性能証明書若しくは住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成十二年建設省令第二十号）第五条第一項に規定する建設住宅性能評価又は平成二十四年国土交通省告示第三百九十一号別表の増改築等工事証明書の申請があった場合について適用する。

3　この告示の施行前に平成二十四年国土交通省告示第三百九十号別表の住宅性能証明書又は平成二十四年国土交通省告示第三百九十一号別表の増改築等工事証明書の申請があった場合における平成二十四年国土交通省告示第三百九十号の適用については、なお従前の例によることができる。

○国土交通省告示第五百九十六号

租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）第二十三条の五の二第六項第一号の規定に基づき、平成二十四年国土交通省告示第三百九十号の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月三十一日　　国土交通大臣　石井　啓一

第二号及び第三号中「別表２―１の」の下に「５―１断熱等性能等級に係る評価が等級４、若しくは同表の５―２一次エネルギー消費量等級に係る評価が等級４若しくは等級５、同表の」を加える。

別表を次のとおり改める。

別表

住宅性能証明書

証明申請者	住　所	
	氏　名	
家屋番号及び所在地		